

## 疥癬について

## 労働基準法施行規則別表第1の2

第六号 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2～4 (略)
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

- 1 6号1「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」及び6号5「1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」の認定件数

	17年度	18年度	19年度	計
6号1	88	130	105	※ 323
6号5	39	56	71	166

※6号1の伝染性疾患としては、コレラ、赤痢、腸チフス等の法定伝染病のほか結核、ウイルス性肝炎等がある。

2. 6号5のうち、業務内容別にみた疥癬の認定件数

	17年度	18年度	19年度	計
疥癬の認定件数	23	40	39	102
社会福祉法人等施設 における介護業務 (社会福祉専門職業 従事者)	17	27	32	76
訪問介護先における 介護業務 (ホームヘルパー)	2	12	6	20
社会福祉法人等施設 における介護業務 (看護師)	2	0	1	3
病院が経営する 訪問介護 (看護の多い看護師)	1	0	0	1
介護業務の計	22	39	39	100 (98%)
乳児の訪問検診 (保健師)	1	0	0	1
建設業の社員寮寮母 (寄宿舍・寮管理人)	0	1	0	1
その他の計	1	1	0	2 (2%)
合計	23	40	39	102 (100%)